

昆虫食品研究開発クロステックコンソーシアム設置要綱

(名称)

第1条 本コンソーシアムは、昆虫食品研究開発クロステックコンソーシアム（愛称：ネオアクシス）（以下「コンソーシアム」という）と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、様々な分野の技術（X-tech）のシナジーによって持続可能な新しいフードサイクルの実現を目指す、オープンイノベーションの舞台である。昆虫をハブとした、新しい農業システム、資源・エネルギー循環、フードサービスの融合と、それらの社会実装に必要な枠組みについて探究し、食と環境をめぐる諸課題の解決に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムは、次の事業を行う。

- (1) 第15条に定める、会員相互の共同研究を促進・支援するための研究開発プラットフォームの設置
- (2) 第16条に定める、コンソーシアムで共有する重要課題について探究するためのタスクフォースの設置・運営
- (3) 教育、啓発、学术交流等を目的としたイベント
- (4) 先進事例調査等を目的とした研修会
- (5) その他、コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 コンソーシアムは、第3条の目的に賛同する次の会員によって構成する。

- (1) 一般会員：大学や独立行政法人等公的機関に所属する個人、または法人、団体、行政機関及び自治体
- (2) 学生会員：大学・大学院に在籍する学生
- (3) 賛助会員：コンソーシアムの事業を支援する個人または法人、団体、行政機関及び自治体

(入会)

第5条 コンソーシアムの会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、第8条に定める運営協議会に申し込むものとする。

2. 運営協議会は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(年会費等)

第6条 会員は、その区分に応じ次に定める年会費を別途定める方法により納入しなければならない。

- (1) 個人会員 5,000円(税込)
 - (2) 法人会員 20,000円(税込)
 - (3) 賛助会員 1口50,000円(税込)とし、年間1口以上とする
 - (4) 学生会員 無料
2. 第7条に定める退会をしたときは、既に納入された会費は返還しないものとする。
3. コンソーシアムが行う第3条に定める事業のうち、イベント、研修会などはその都度参加費等を徴収することができる。
4. 賛助会員は次の特典を受けることができる。
- (1) Webサイト等へのロゴ掲載
 - (2) コンソーシアムが行う第3条に定める事業への参加費等の優遇

(退会)

第7条 会員がコンソーシアムを退会しようとするときは、退会届により運営協議会にその旨を届け出なければならない。

2. 会員が次の各号に該当する場合、運営協議会は当該会員を退会させることができる。
- (1) コンソーシアムが行う事業を妨げる行為をした場合
 - (2) コンソーシアムの名誉を棄損する行為をした場合
 - (3) 設置要綱及び各規程に違反する行為をした場合

(運営協議会の設置)

第8条 第3条に定める事業を行うことを目的に、運営協議会を設置する。

(運営協議会の構成)

第9条 運営協議会は以下の委員をもって構成する。

- (1) 主査
- (2) 副主査
- (3) その他主査及び副主査が必要と認められた者

(運営協議会主査及び副主査の選任)

第10条 運営協議会主査及び副主査は、当面の間、コンソーシアム発起人である高崎経済大学、東京農業大学の担当教授をもってあてるものとする。

(運営協議会委員の職務)

- 第 11 条 運営協議会主査は、コンソーシアムを代表し、その業務を統括する。
2. 副主査は、主査とともにコンソーシアムの業務を総理し、主査に事故があるときまたは主査が欠けたときは、その職務を代行する。
 3. 運営協議会委員は、運営協議会を構成し、この設置要綱及び運営協議会の議決に基づき、コンソーシアムの業務を執行する。

(運営協議会の議決等要件)

- 第 12 条 運営協議会は、委員の過半数の出席により成立する。
2. 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、主査の決するところによる。

(運営協議会委員の任期)

- 第 13 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営協議会の業務)

- 第 14 条 運営協議会は、次の事項を議決しコンソーシアムの事業を実施する。
- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 第 17 条に定める総会への報告事項
 - (4) 入会希望者の入会可否及び会員の退会
 - (5) 設置要綱の変更及び各規程の制定・変更
 - (6) その他、運営協議会主査が必要と認めたもの

(研究開発プラットフォーム)

- 第 15 条 コンソーシアムは、知的財産の保護・獲得を前提とした会員間の高度な共同研究を促進する枠組みとして、研究開発プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という)を設置できる。
2. プラットフォームは、コンソーシアムの会員で構成しなければならない。
 3. 新たにプラットフォームを設置しようとする会員は、別に定める設立届を運営協議会に提出し、承認を得るものとする。

(タスクフォース)

- 第 16 条 コンソーシアムは、第 3 条の目的を達成するために必要な共通課題について、開かれた協議を促進する枠組みとして、タスクフォースを設置できる。
2. タスクフォースには座長をおき、運営協議会の委員がこれを務める。
 3. タスクフォースは、コンソーシアムの会員で構成しなければならない。
 4. 新たにタスクフォースを設置しようとする会員は、別に定める設立届を運営協議

会に提出するものとする。

(知的財産)

- 第 17 条 研究開発プラットフォームの活動により生じた知的財産及び知的財産権の取り扱いについては、当事者間の協議及び別途定める知的財産取扱規程による。
2. 前項を除くコンソーシアムの活動により生じた知的財産及び知的財産権は、コンソーシアムに帰属するものとし、当事者となる会員は無償でこれを利用することができる。
 3. 会員は、前項の知的財産及び知的財産権がコンソーシアムに帰属するために必要な措置を講じるものとする。会員は、コンソーシアム及び他の会員に対して当該知的財産に関する著作権人格権を行使してはならず、法人会員は、コンソーシアムに参加する自らの従業員等をして行使させてはならない。

(総会)

- 第 18 条 コンソーシアムは、会員に対して、前年度の事業報告及び決算、当該年度の事業計画及び収支予算等を報告することを目的に、総会を開催する。
2. 総会は、毎年 1 回、毎事業年度の終了後に開催する。

(個人情報)

- 第 19 条 コンソーシアムは、事業の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律の定めを遵守して、事業の遂行の目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、事業の遂行の目的以外に、これを取り扱ってはならない。

(事業年度)

- 第 20 条 コンソーシアムの事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(事務局)

- 第 21 条 コンソーシアムは、共同事務局を高崎経済大学・環境データサイエンス研究室及び東京農業大学・バイロボティクス研究室内に置く。

(補則)

- 第 22 条 この設置要綱に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関して必要な事項は、別途各規程等により定める。

附則

- 1 この設置要綱は、令和 3 年 10 月 4 日から施行する。
- 2 この規程の一部を改訂し、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。